

わたしたちの健康をささえる

# 国民健康保険

第1期の

納期限は

6月30日(水)

照会先

国保年金課国保係

☎ 7701

皆さんが病気やけがをした時にかかる医療費は、国民健康保険税(国保税)でまかなわれています。国保税は、みなさんの健康を守る大切な財源です。国民健康保険(国保)を健全に運営するため、国保税の納付は、納期限までにお願います。

## 国保税の決め方

国保税は、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の合計が世帯に課税されます。(表1)

## 国保税は資格のある月から月割で

国保税は、他市町村から転入したときや、他の健康保険の資格を喪失したときは、その日から国保に加入し、その月から計算します。また、他市町村へ転出したときや、他の健康保険に加入したときは、前月までの額となりますので、変更があった場合は、必ず国保年金課または、各地域事務所へ届け出てください。

## 国保税の納め方

国保税は、世帯主が納税義務者となり、税額は、国保加入世帯員の合計額になります。

6月17日(木)に世帯主の方へ6月から来年の3月までの納期限を10回に分けた納税通知書を郵送します。納付が遅れますと、延滞金などが発生します。必ず納期限を守ってください。

また国保加入者全員が、65歳から74歳までの世帯の場合は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)となります。

(注) 年金の年額が18万円以上で、国保税と介護保険料を合わせて年金額の2分の1を超えない場合に特別徴収となります。また、保険税の滞納がない場

合は、申し出により口座振替での納付もできます。

## 便利な口座振替で

国保税納付には、納め忘れない口座振替が便利です。口座振替を希望される方は、各金融機関窓口でお申し込みください。

なお、世帯主を変更された場合は振替ができなくなりますので、改めて届け出をしてください。また、残高不足等で振替ができなかった分は、再度の振替はできませんので、納期前に必ず残高を確認してください。

## 国保税の減額制度

前年の所得がなかったり、所得が一定の基準以下の世帯では、「均等割」「平等割」が一定の割合で軽減されます。(表2)

倒産・解雇などによる離職や雇止めによる離職の方で失業保険等給付を受ける方は、前年の給与所得を100分の30とみなします。該当される方は、申請が必要です。

## 国保税の納付にお困りの方は お早めに納付相談を

災害のときなど特別な事情で保険税の納付が困難になった場合は、減免や分割納付が認められることがありますので、納付相談をしてください。

毎月夜間納税相談を午後6時から午後8時30分まで市役所国保年金課で行っていますので、ご利用ください。

平成22年度国保税納期	第1期	6月30日(水)
	第2期	8月2日(月)
	第3期	8月31日(火)
	第4期	9月30日(木)
	第5期	11月1日(月)
	第6期	11月30日(火)
	第7期	12月27日(月)
	第8期	1月31日(月)
	第9期	2月28日(月)
	第10期	3月31日(木)

夜間納税相談	平成22年6月	28日(月)	29日(火)
	7月	26日(月)	27日(火)
	8月	26日(木)	27日(金)
	9月	27日(月)	28日(火)
	10月	25日(月)	26日(火)
	11月	25日(木)	26日(金)
	12月	20日(月)	21日(火)
	平成23年1月	27日(木)	28日(金)
	2月	24日(木)	25日(金)
	3月	28日(月)	29日(火)

# 世帯の国保税

## 国保税

○国保税は、前年の所得によって決まります。

(表1)

区分	所得割	資産割	均等割 (1人当たり)	平等割 (1件当たり)	限度額
医療給付分	※ 4.55%	19.40%	※ 21,000円	※ 24,000円	※ 50万円
後期高齢者支援金	1.80%	8.80%	7,200円	8,800円	※ 13万円
介護納付金(40歳～65歳)	※ 1%	※ 5%	※ 7,000円	4,900円	10万円

※印の箇所は、平成22年度より税率の変更をしました。

## 国保税の軽減

○軽減判定は、国保税の所得割額の計算とは異なります。

(表2)

所得の条件	軽減率
世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円以下	7割
世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円 + 24万5,000円 × (世帯主を除いた国保加入者の人数 + 特定同一世帯所属者(※)) 以下	5割
世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円 + 35万円 × (国保加入者の人数 + 特定同一世帯所属者(※)) 以下	2割

※特定同一世帯所属者……国保加入者のうち、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方

- ・国保加入者の中に所得の未申告者がいる場合は、軽減の対象となりません。
- ・所得の合計は、国保加入者でない世帯主(擬制世帯)の所得も含みます。
- ・公的年金を受給している65歳以上の方は、所得から最高15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用しませんが、専従者給与は無いものとします。
- ・譲渡所得の特別控除は適用しません。

## 後期高齢者医療医療制度創設に伴う経過措置

### ①国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入する場合



- 国保税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。
- 国保の被保険者が1人となる場合には、5年間平等割が半額になります。

### ②75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65～74歳)が国保に加入する場合



- 新たに国保に加入し、国保税を納めることになった方について申請していただければ均等割が半額になります。
- また、被保険者が1人の場合は、世帯割も半額になります。